

○みよし市市章の使用に係る取扱い要綱

平成24年 8 月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市章（昭和34年三好町告示第1号。以下「市章」という。）の適正な管理を図るため、市章の使用（電磁的記録における使用を含む。以下同じ。）に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 市章の権利の一切は、市に帰属するものとする。

(使用の原則等)

第3条 市は、市章の使用に当たっては、その意義を失わせることなく、適切かつ慎重に行わなければならない。

2 市は、市章を次に掲げるものに使用するものとする。

- (1) 条例、規則その他の規程により市章の表示が定められているもの
- (2) 市の公式行事に関するもの
- (3) 表彰状、感謝状その他これらに類する公文書
- (4) 管理する掲示板、標識等の工作物
- (5) 所有又は管理する庁舎、車両等の不動産及び動産
- (6) 市の広報、ホームページその他の広報媒体
- (7) 市が発行する印刷物等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の施策を遂行し、又は職員が職務に従事する上で、市長が必要と認めるもの

(市以外のものの使用)

第4条 市以外のものが、市章を使用しようとするときは、みよし市章使用承認申請書（様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、みよし市章使用承認決定通知書（様式第2号）により、該当しない場合は、みよし市章使用不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 市の施策を推進する上で有益であると認められる場合
- (2) 市が後援、共催、協賛又は推薦をしている事業等に使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(承認内容の変更)

第5条 前条第2項の規定により承認を受けた者は、当該承認の決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかにみよし市章使用変更承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、承認した内容の変更を承認するときは、みよし市章使用変更承認決定通知書(様式第5号)により、該当しないと認めるときは、みよし市章使用変更不承認決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、第4条第2項及び前条第2項の規定により承認の決定を行った後において、当該承認の決定に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを取り消すことができる。この場合において、当該承認の決定を受けた者に損害が生じたとしても、市は、その責めを負わない。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用するとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき。
- (4) 市の事業であるかのような誤解を招くおそれがあるとき。
- (5) 政治活動又は宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市章の使用が著しく不当であるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消したときは、みよし市章使用承認決定取消通知書(様式第7号)により、第4条第2項及び前条第2項の規定による承認の決定を受けた者に通知するものとする。

(使用報告)

第7条 市章の使用の承認の決定を受けた者は、事業等が終了したときは、事業等の終了後30日以内にみよし市章使用実績報告書(様式第8号)に市章を使用した成果物等を添付して、市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。